（法第七十二条の四十五第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第三十三条の三　法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2　法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一　当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二　当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三　当初申告書に係る還付金の額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3　法第七十二条の四十五第三項に規定する政令で定める事業税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する事業税とする。

第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第七十二条の四十七第一項又は第三項」に改め、同条第二項中「第三項までに規定する隠ぺいされ」を「第四項までに規定する隠蔽され」に改め、同項第一号及び第二号中「隠ぺいされ」を「隠蔽され」に改め、同項第三号中「第七十一条の四十七第三項」を「第七十二条の四十七第四項」に、「隠ぺいされ」を「隠蔽され」に改める。

第三十五条の三の九中「第七条の三の五に規定する場所」を「恒久的施設に相当するもの」に改める。

第三十五条の三の十第一項中「本項」を「この項及び第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、同項の個人の課税標準の算定期間の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の事務所又は事業所を有しないものが課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は同項の個人が課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、当該算定期間に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）によるものとする。

第三十五条の三の十に次の一項を加える。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二章第二節中第三十五条の四の三の次に次の二条を加える。

（法第七十二条の七十六の率）

第三十五条の四の四　法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の五・四とする。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の五　道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額

2　前項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3　第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4　第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

5　前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第三十五条の十七第一項中「百分の〇・五〇」を「百分の〇・五五」に改める。

第三十六条の三に次の一項を加える。

8　法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一　事務所の用に供する不動産

二　宿舎（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第五号に規定する放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者並びに同条第六号に規定する放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者のための宿舎並びに監視所、番所その他これらに類する施設に附属する宿舎を除く。）の用に供する不動産